

公益社団法人移行後の監事の報酬等の総額の上限

公益社団法人の監事の報酬等については、理事からの独立性を担保するため、理事の報酬とは別に総会決議によって決めることとされている。そのため、理事の報酬等と同様、監事の報酬等の総額の上限を、総会で決議することとする。

公益社団法人移行後は、非常勤の監事であってもその業務内容及び責任が、かなり重くなることから、監事の報酬等の総額について次のような上限を設定することを提案する。

【提案】

監事の報酬等の総額の上限（年額） 100万円

<参考>

監事 2 名（会員） 日額 3,000円

監事 1 名（非会員） 月額 30,000円

※監事 1 名については、会員以外のものから選任する（公益社団法人熊本県看護協会定款第22条）